

# 土砂等の適正な埋立てのために

栃木県では、外部から搬入した土砂等により 3,000 平方メートル以上※の面積の埋立て等を行う場合、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「土砂条例」という。）に基づく許可を受ける必要があります。

その許可を受けて行う事業を「特定事業」といいます。

土砂条例の趣旨を理解し、土砂等の適正な埋立て、盛土、堆積を行うようお願いします。

※3,000平方メートル未満の場合、市町土砂条例の手続きが必要となる場合があります。



## 1 土砂条例の目的

土砂の埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、

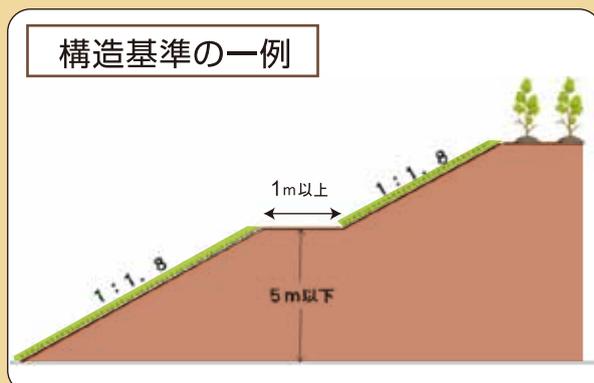
**土壌の汚染** と **災害の発生** を防止し、生活環境を保全する。

## 2 土壌の汚染防止のため、次のことを遵守してください。

- ①安全基準に適合しない土砂等は使用できません。
- ②土砂等の搬入にあたり、事前に搬入の届出を提出していただきます。
- ③特定事業の施工期間中は、定期的に水質検査を実施していただきます。

## 3 災害の発生の防止のため、構造上の基準を遵守してください。

- ①のり面の勾配
- ②のり面の保護（緑化等）
- ③5 mごとに幅が1 m以上の小段
- ④締固め等の措置 等



## 改良土の取扱いについて

建設汚泥を処理した改良土を埋め立てる行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する可能性があります。

改良土の搬入を予定する場合、建設汚泥を処理した改良土でないことを確認するために、事前に管轄する環境森林（管理）事務所と協議してください。

なお、廃棄物の疑いがある改良土を搬入した場合、撤去を指導することがあります。

## 不適正な土砂等の埋立て等について

土砂条例の許可を受けた特定事業は、条例の規定に基づき標識を掲示しなければなりません。

標識を掲示せずに埋立て等を行っている現場、土砂が崩落・流出している現場、廃棄物混入の疑いのある現場等を見かけましたら、所管事務所への通報等の御協力をお願いします。



### ☆お問い合わせ先

特定事業の許可手続きや土砂の搬入についての御相談、不適正な土砂の埋立て等の通報については、以下の連絡先をお願いします。

（県のホームページも御覧ください <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/dosya.html>）

所管事務所等	所在地・電話番号	所管区域※
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL：0288-23-1000	
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4325 真岡市田町 1568 TEL：0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL：0287-22-2277	矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL：0283-23-4445	
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL：0285-22-4309	小山市、下野市、壬生町
廃棄物対策課 産業廃棄物対策室	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL：028-623-3154	

※ 所管区域にない市町（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、野木町）は、県土砂条例の適用を除外しております。各市町担当課に直接問い合わせをしてください。